

文化財指定された行政文書

秋田県行政文書の県指定有形文化財の指定

柴田 知彰
秋田県公文書館

1. はじめに

平成22年（2010）3月12日、「秋田県行政文書」20,748点が、秋田県指定有形文化財となった。秋田県公文書館の所蔵資料としては10件目、平成5年の開館以降では3件目の指定である。

2万点を超える膨大な近代行政文書が保存されており、各行政分野にわたる文書の体系的保存、近代的文書管理制度の早期導入など、全国的にも特筆されるべき点が評価されて、今回の指定になったものである。



秋田県行政文書（一部）

2. 「秋田県行政文書」の概要

名称：秋田県行政文書

員数：20,748点

時代：幕末～昭和

年代：慶応元年～昭和22年

西暦：1865年～1947年

指定番号：歴16号

柴田知彰（しばた ともあき）：秋田県公文書館
公文書班副主幹。平成5年度より勤務。

指定年月日：平成22年3月12日

所在地：秋田市山王新町14-31

保管施設の名称：秋田県公文書館

2.1 伝来の経緯

明治6年（1873）に県庁舎が火災に遭ったが、政府令達や県布達ほか重要文書は職員の手で運び出された。そのため、秋田県行政文書の中には火災以前の幕末期にさかのぼる簿冊も含まれており、その後も災害や空襲の被害に遭うこともなく、昭和32年（1957）の県庁舎火災の際にも別棟に保管されていたために焼失を免れた。

昭和34年に現在の県庁舎が完成した後は、地下書庫に木製書棚を配置し、年次別に簿冊を配架した。旧庁舎時代の配架方法は不明であるが、簿冊小口に年代や部目が記載されている点から見て、書架に平積みされていたと推定される。

地下書庫の秋田県行政文書は、内容の豊富さで研究者などにも広く知られ、所定の手続きで閲覧利用が可能だったことから、『秋田県史』や『秋田県教育史』、さらに自治体史や校史などの編纂資料などとして利用されてきた。

昭和59年には地下書庫が改修され、空調が完備され、事務室内に閲覧用机も設置された。また、電動書架に替えた機会に、簿冊を年次別から項目別に再配列している。

平成5年（1993）に当館が開館した際も、秋田県行政文書は地下書庫時代の項目別配列

を踏襲したところである。平成16年から順次刊行している『秋田県庁文書群目録』では、簿冊作成時の秩序に近づけるため、機構改編で区切り、部課係と事業別で簿冊を並べ編成している。

また開館後、県庁各課所から毎年度引き渡された簿冊の中に、昭和22年度以前のものが含まれる場合もあり、特に林政課の山林原野原由調書、福祉援護課の兵籍ほか軍人遺族援護関係が多くなっている。

2.2 文化財指定までの経緯

当館では、平成19年（2007）に日本六十余州国々切絵図が県指定有形文化財になったところから、秋田県行政文書の指定が次なる検討課題になった。文化財指定された所蔵資料9件が全て近世のものだったため、公文書の歴史的価値を県民にPRする目的も含まれていたのである。

その結果、当該文書の近代行政文書としての歴史的価値が注目され、平成20年度には秋田県文化財保護審議会の文化財指定候補リストに入れられた。

その後、引き続き文化財保護室と連絡を取る一方、平成19年のシンポジウム「未来への遺産 - 重要文化財『京都府行政文書』の保存と活用 -」への参加など、他県の公文書館からの情報収集にも力を入れた。

こうした取り組みの結果、平成22年2月2日に県文化財保護審議会で秋田県行政文書を文化財指定する旨の答申を受け、3月4日の教育委員会会議において指定が決定され、同月12日の秋田県公報で教育委員会告示第4号として公布された。

2.3 近代行政文書としての特長

秋田県は、明治4年（1871）11月以後の県域分合が無く、また前述のとおり同6年の県庁舎火災以降は大きな災害や空襲の被害もなかったため、全国有数と云える貴重な近代行

政文書が各分野にわたり体系的に保存されることになった。

特筆すべきは、明治8年に他府県に先駆けて近代的文書管理制度を導入したことである。それ以前の記録保存は、原本から重要事項を抜き出し「秋田県庁日誌」に謄写する類聚編纂方式だったが、近代的な文書管理制度への転換で、公文書原本による記録保存が行われ、記録の集中管理、類別部目制、保存年限制が始まった。全国的には明治20年代にこれらの制度を導入した府県が多い中で、秋田県の導入は異例の早さであったと云える。

こうした本県の文書管理制度導入に指導的役割を果たしたのは、明治8年に権令（後に県令）に着任した石田英吉である。石田は、明治6年に工部省文書局権長、8年に同省記録局局長として文書管理改革に携わったが、内務省が目指した欧州の近代的文書管理制度の導入は、工部省にも強い影響を与えていた。

石田の本県への転任によって、明治政府草創期に中央機関で検討された文書管理制度の理念型が秋田県にそのまま移植されることになり、それが戦後に至るまで継続されることになったのである。



明治8年作成の簿冊の表紙

3. 県指定有形文化財の保存と利用

3.1 書庫内の保存状況

秋田県行政文書を保管する公文書館書庫では、空調を温度22℃、湿度55%に設定し、24時間稼働させており、建物外部の温湿度変化の影響は皆無でないが、比較的安定した環境下に置かれている。

有害生物防除については、平成13年度まで臭化メチルガスによる書庫燻蒸を行っていたが、その後、IPM法を検討し、同18年度から本格的に実施した。書庫を3階に設置したことも幸いし、トラップを置いても虫の捕獲例は極めて稀である。

また、秋田県行政文書の大部分は、開館後数年の間に、1冊ずつ採寸した中性紙保存箱に収納しており、物理的及び化学的劣化から資料を保護するのに役立っている。

3.2 保存のための修復と複製化

県庁の地下書庫で保管していた時代には、虫損の簿冊や明治初期の布達類を綴じた簿冊などを、表具師に裏打ち補修を委託し、表紙も新たに付け替えていた。当館に移管後は、原形破壊になる方式の修復は行っていない。

しかし、2万点を超える秋田県行政文書には、虫損や破損のある簿冊も含まれており、さらに、閲覧利用によって簿冊の物理的な劣化も危惧される。

理想的な保存方法は、2万点余を全て複製化し、原本の閲覧を一切停止することだろう。国立公文書館は既にこのような方法を採用しているが、地方自治体の公文書館では財政的にも困難である。

当館では、開館以降、利用頻度が多く物理的劣化の危険性が高い布達集や統計書などを選び、毎年度の経常予算で複製化してきた。一方、戦前の蒟蒻版印刷を含む簿冊と戦中戦後の劣悪な紙を含む簿冊は、時間の経過による化学的劣化の危険性が高いことから、本年度の緊急雇用創出事業を活用して、マイクロ

フィルム撮影及びデジタル化を行っている。

3.3 文化財指定後の利用提供

当館が所蔵する指定文化財のうち、近世の古文書と古絵図9件については全て複製物が作成されている。

これに対し、秋田県行政文書の場合、総点数が膨大であり、複製物は全体から見てごく一部に過ぎないが、文化財指定後も、原本の閲覧停止はせず、指定以外の公文書と差別なく閲覧に供している。

本誌第36号では、文化財指定された近代行政文書を所蔵する各公文書館から、保存と利用のジレンマが報告されている。近代行政文書の文化財指定後、専用の特別閲覧席の設置や案内パンフレットの作成などにより、利用者に慎重な取り扱いを促す事例も紹介された。

ただ、上記の方法にも問題がないわけではない。指定文化財のみを特別扱いせず、閲覧資料の全てを後世への記録遺産として大切に扱う姿勢を利用者に徹底することが基本ではないのか。

文化財指定は、利用者に近代行政文書の歴史的価値を再認識させる機会になると同時に、所蔵する公文書館にとっても保存と利用のあり方を考える機会にもなる。前記した平成19年(2007)のシンポジウムでは、膨大な近代行政文書に対して「群としての文化財」を「利用のために保存」する新たなルールとシステム確立の必要性が強調されていた。当館としても、先行館に学びながら、これらのルールとシステムを考えていかなければならない。

4. 文化財指定後の普及活動

平成22年3月の文化財指定後、直ちに当館のHP及び県のHP「美の国あきた」に新着情報としてその概要を掲載した。また同月発行の秋田県文化財保護協会機関誌「出羽路」にも紹介された。

本年度に入り、6月12日から7月4日まで

の約3週間、当館2階展示室で、普及展「秋田県指定有形文化財 秋田県行政文書」を開催した。

石田英吉による近代的文書管理制度の導入経緯を冒頭で解説し、各行政分野の代表的な簿冊を原本で展示した。併せて、秋田県行政文書の活用例として、自治体史編纂や研究活動、報道機関による利用、また先祖や地域の歴史調べなどを紹介したが、この間1,400人余の観覧者があった。

また11月には、公文書館講座で「県指定有形文化財『秋田県行政文書』」を取り上げる予定である。

ちなみに文化財指定以前にも、企画展として「近現代の交通」や「市町村の変遷」、「博覧会」など、毎回テーマを設定して関係の行政文書を紹介してきたところである。

5. 今後の課題

今後とも、さまざまな手法で県指定有形文化財としての歴史的価値をPRすることが重要であると考えている。

当館では、平成17年度から19年度にかけて平成の大合併以前の県内69市町村の公文書保存状況を調査した。その結果は当館のHPに掲載しているが、戦前の簿冊すなわち近代公文書を多数保存している市町村も少なくなかった。

秋田県行政文書の文化財指定は、市町村に保存されている近代公文書の歴史的価値を再認識する契機にもなると考えており、県内でもアーカイブズ施設の検討を始めた市町村も生まれている。

近代行政文書の文化財指定を契機に、その意義をPRすることで、県民及び県内市町村の公文書についての関心と保存意識が高まることを願うものである。